

平成23年1月12日

職 員 各 位

総 務 部 長  
(公印省略)

平成23年1月1日付け昇給について (通知)

このことについて、職員給与規程第17条の規定に基づき、平成23年1月1日付け昇給を実施しましたのでお知らせします。

なお、昇給する号数及び昇給区分については、給与明細書(1月支給分)によりお知らせをしていますのでご確認願います。

また、平成18年4月1日改正附則第5条による経過措置(現給保障)を受けている職員については、別途本給月額についてのお知らせを行うことにしています。

おって、昇給の概要等については、人事課給与係のホームページをご参考ください。

人事課給与係

URL : <http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/kyuyo.html>

内 線 : 2017、8034

## 参 考

**【給与明細書】** → 昇給停止（最高号数）以外の職員全員が対象

発令日：平成23年1月1日  
昇給号俸数△（昇給区分：□）  
発令者：国立大学法人琉球大学長

参考URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/honkyu/syokyu.html>

**【経過措置適用者への通知内容】** → 平成18年3月31日現給保障の職員が対象

〇〇号数を給する（昇給区分□）  
平成23年1月1日改正附則第4項により  
特に △△△，△△△円を給する

**個人宛に文書でお知らせを行います。**

参考URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/honkyu/sagakusikyu20110101.html>

**平成23年1月1日改正の給与規程附則第2項により、昇給とは別に次の減額措置が適用となります。**

### **【55歳を超える職員の減額措置】**

般（一）6級以上、教（一）5級、教（三）4級、医（二）6級以上、医（三）6級以上の職員が対象

本給表の月額又は現給保障額から100分の1.5に相当する額を減額した額が本給支給額となります。

**個人宛に文書でお知らせを行います。**

参考URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/sonota/2011.1.1/55sai.pdf>